

## 21 資格制度

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 実務経験要件の見直し	経済産業省	(ボイラー・タービン主任技術者) ボイラー・タービン主任技術者になる条件として必要な実務経験年数を一律に定めるのではなく、安全確保に関するマネジメントシステムの社会への浸透等の状況を踏まえ、弾力的な運用ができないか検討する。	マネジメントシステムの浸透状況等を踏まえ検討			◎
② 懲戒処分等の適正な実施	関係府省	a 業務独占資格について、主管省庁は、懲戒処分及び公表に当たっての基準をガイドラインや事例集等(根拠法令、通知を含む)で明確にし、それらをインターネット等一般国民にも入手しやすい方法で公開・提供する。	一部措置済	措置		○ (金融庁) 公認会計士等に対する懲戒処分等の基準については、平成17年3月に「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方」を策定・公表し、20年6月に改定を行い金融庁のホームページで公表している。 (法務省) 弁護士については、懲戒事由の解釈・適用指針に関する情報が各種公刊物(「条解弁護士法」(日本弁護士連合会調査室編著、弘文堂)、「自由と正義」(日本弁護士連合会の機関誌)、「懲戒事例議決例集」(日本弁護士連合会編))によって、国民一般に提供されているものと承知している。 司法書士等に対する懲戒処分及び土地家屋調査士等に対する懲戒処分については、平成19年5月に処分の基準に関し、懲戒処分権者である法務局又は地方法務局の長にあてて大臣訓令を定めるとともに、刊行物に掲載し、公開している。 (財務省) 税理士に対する懲戒処分等の基準については、平成20年3月31日に「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」を取りまとめ、国税庁ホームページ等で公開した。(財務省告示第104号) (厚生労働省) 理容師及び美容師については、平成20年2月、法令等で定められている懲戒処分の基準をまとめ、厚生労働省ホームページに掲載した。 社会保険労務士の懲戒処分及び公表に当たっての基準や事例等について、平成20年3月から厚生労働省のホームページ等で公開・提供している。 職業訓練指導員免許に係る事務は、平成12年より都道府県の自治事務となったことから、都道府県知事が免許交付している。また、この資格における懲戒等については、免許の取り消しであり、職業能力開発促進法第29条及び職業能力開発促進法施行規則第43条において規定しているため、既に措置済みである。 (経済産業省) 弁理士及び特許業務法人に対する懲戒処分等の基準については、平成20年7月に特許庁ウェブサイトにおいて公開した。 (国土交通省) 一級建築士、不動産鑑定士、測量士、海技士、小型船舶操縦士、水先人、海事補佐人、航空従事者等については、処分の実績等に応じて、適宜、官報公告や国土交通省ホームページ等にて公表している。

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		b 懲戒理由に該当する場合には、基準に照らして懲戒等の処分を厳格におこない、懲戒等の処分の対象となった者の氏名並びに行為及び処分の内容等の情報を必要とする者が知ることができるように、インターネットを利用する等、官報以外の手段でも公表する。	一部措置済	措置		○(金融庁) 懲戒処分の対象となった公認会計士等の氏名並びに行為及び処分の内容等については、官報公告に加えて金融庁ホームページにおいて公表している。 (法務省) 懲戒された弁護士等の氏名等については、官報のほか、「自由と正義」において公開されているとともに、業務停止中の弁護士に関する情報についても、日本弁護士連合会のホームページにおいて提供されているものと承知している。 また、平成21年7月から、弁護士に法律事務を依頼し、又は依頼しようとする者等が、日本弁護士連合会に対し、当該弁護士の懲戒処分歴(効力発生から3年を経過しないもの)の開示を請求できる制度が開始されるものと承知している。 (財務省) 懲戒処分の対象となった税理士等の氏名等については、平成20年3月から官報公告に加えて国税庁ホームページにおいても公表している。 (厚生労働省) 理容師及び美容師については、基準に照らして懲戒等の処分を厳格に行うこととともに、平成20年2月から、懲戒等の処分についての情報を厚生労働省ホームページに掲載している。 懲戒処分の対象となった社会保険労務士の氏名並びに行為及び処分の内容等について、平成20年3月から厚生労働省及び全国社会保険労務士会連合会のホームページ等で公表している。 職業訓練指導員免許の取り消しをした都道府県知事は、すみやかにその旨を他の都道府県知事に通知しなければならないこととなり(職業能力開発促進法施行規則第43条第2項)、処分を受けた者の情報は公開される制度となっているため措置済みである。 (経済産業省) 弁理士及び特許業務法人に対する懲戒処分の基準に照らし、懲戒処分を厳格に行う。氏名、処分内容等の情報については特許庁ウェブサイトに加え、日本弁理士会ウェブサイト(弁理士検索システム)においても公表することとした。 (国土交通省) 一級建築士、不動産鑑定士、測量士、海技士、小型船舶操縦士、水先人、海事補佐人、航空従事者等については、処分の実績等に応じて、適宜、官報公告や国土交通省ホームページ等にて公表している。

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
③ 資格者法人の設立要件緩和	関係府省	資格者による全国的な幅広い業務サービスを推進する観点から、一人法人について、国民のニーズ、資格者団体の要望、資格者の業務の実態を踏まえた上、検討を進める。	検討			○(経済産業省) 平成18年度に、審議会において検討した結果、特許業務法人の社員が二人以上とされているのは、弁理士が死亡した場合などにも顧客への継続的な対応を図るという制度設立趣旨によるものであるところ、特許業務法人の一人法人制度の導入については、今後の課題として引き続き検討を進める予定。 (厚生労働省) 『規制改革推進のための3か年計画』への対応について(実績等把握のお願い)(平成19年12月19日基発発第1219001号厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長通知)により、社会保険労務士法人制度と関連する社会保険労務士の業務の実態、「一人法人」のニーズ等の把握について、全国社会保険労務士会連合会に協力を依頼した。 これを受け、平成20年度に実施する「社会保険労務士実態調査」において、社会保険労務士法人制度と関連する社会保険労務士の業務の実態、「一人法人」のニーズ等についての把握を行う旨の報告が、平成20年2月に全国社会保険労務士会連合会からなされ、当該実態調査を同年10月から行っている。 今後は、当該実態調査の結果を踏まえ、必要に応じさらなる実態把握等を行いつつ、「一人法人」の設立について検討を進めることとしている。
④ 資格者に関する実務実績等の情報開示の推進	法務省 総務省 厚生労働省 国土交通省 経済産業省 財務省 金融庁	業務独占資格の事務系資格(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、弁理士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、不動産鑑定士)に関して、資格者団体と協力して、資格者の氏名や事務所の所在地、連絡先、専門分野、懲罰など、国民に有用な情報の開示について、個人情報保護の観点や各資格における業務の特性を考慮しつつ検討を行い、国民が資格者を主体的に選択できるような環境を整備する。	一部 措置済	措置	○(法務省) 弁護士については、弁護士法上、弁護士自治が認められ、監督官庁が存しないことから、情報開示に関する取組も、日本弁護士連合会や各単位弁護士会において取り組むことになる。日本弁護士連合会においては、平成19年から弁護士情報提供サービス(同会ホームページ上において、弁護士氏名や取扱業務等から特定の弁護士を検索することができるサービス。愛称「ひまわりサーチ」)が開始されており、平成20年には平日1日平均約1,000件のアクセスがあったと聞いている。また、同ホームページ等において、懲戒請求があった事案の処理状況を公開しているほか、平成20年には、弁護士に対して法律事務を依頼しようとする者の求めがあった場合に、当該弁護士の過去3年分の懲戒処分歴(非公表の戒告を除く。)を開示する制度を設けたところであり(平成21年7月開始)、国民に有用な情報の開示に努められているものと承知している。 司法書士については、日本司法書士会連合会のホームページにおいて、司法書士の氏名、事務所所在地及び連絡先の検索が可能となっている。また、土地家屋調査士についても、日本土地家屋調査士会連合会のホームページにおいて、同様の事項の検索が可能となっている。 (総務省) 行政書士においては、資格者の登録事務等を行う日本行政書士会連合会が、資格者情報(氏名、事務所所在地、連絡先、専門分野等)の開示を既に日本行政書士会連合会ホームページ上にて行っているところである。	

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(厚生労働省) 公開に同意している開業社会保険労務士及び社会保険労務士法人の社員の氏名、事務所の所在地、連絡先及び専門分野等の情報については、一部の県の社会保険労務士会を除き、既に公表しているところである。また、平成21年3月から、全国社会保険労務士会連合会のホームページも同情報を公表している。</p> <p>すべての開業社会保険労務士及び社会保険労務士法人の社員に係る情報について、平成21年度に全国社会保険労務士会連合会のホームページで公表を予定している。</p> <p>懲戒処分を受けた社会保険労務士の氏名並びに行為及び処分の内容等については、平成20年3月から厚生労働省及び全国社会保険労務士会連合会のホームページ等で公表している。</p> <p>(国土交通省) 不動産鑑定士の資格者情報については、個人情報保護の観点を考慮しつつ、氏名や事務所の所在地、懲罰履歴などの国民に有用な情報の開示を行い、国民が資格者を主体的に選択できる環境を整備した。</p> <p>(財務省) 税理士情報の開示については、日本税理士会連合会がホームページにおいて税理士の氏名や事務所の所在地、連絡先等を検索できるウェブサイトを構築した。また、国税庁ホームページに当サイトのリンクを設定した。(平成21年3月措置)</p> <p>(金融庁) 日本公認会計士協会のホームページにおいて、公認会計士の氏名等及び監査法人の事務所の所在地、連絡先の検索が可能となっている。また、金融庁のホームページにおいて、公認会計士及び監査法人に対する懲罰等の内容を公表している。</p> <p>なお、平成19年12月より、日本公認会計士協会のホームページに、上場会社を監査している事務所の所在地、連絡先、懲罰等が閲覧できる上場会社監査事務所名簿を掲載している。</p> <p>(経済産業省) 平成19年に弁理士法を改正し、国民による弁理士の選択に資するため、国及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報について、弁理士の個人情報の保護の必要性を考慮し、公表する制度を導入。平成20年4月1日より日本弁理士会ウェブサイト(弁理士検索システム)において公表した。(弁理士法の一部を改正する法律(平成19年法律第91号))</p>

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑤ 公認会計士	金融庁	a 公認会計士が監査証明業務を的確に行うため、研鑽の機会としての継続的専門研修のあり方や、その能力を確認するための方策等について検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	措置済			◎
		b 問題事例には厳正に対応していくとともに、監査法人の問題点について早期に把握し、機動的に必要な指示等を行うことにより、重い処分に至る前に監査法人に対し適切な運営を行わせるようにする。	措置済			◎
		c 監査法人に対するペナルティの適用については、法制的な整合性等にも留意しつつ、不正の抑止の徹底の観点から、監査法人に対する課徴金の運用等についても検討し、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。 【公認会計士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第99号)】	措置済			◎
		d 同一監査の継続の禁止について、現在大手監査法人の主任会計士については公認会計士協会の自主規制により、一般の公認会計士(7年まで、インターバル2年)に比べ厳しいルール(5年まで、インターバル5年)が適用されているが、監査法人、公認会計士等の独立性を高める観点から、諸外国の実情等も勘案しつつ、適切なルールについて検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。 【公認会計士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第99号)】	措置済			◎
		e 現在の監査制度は監査法人における社員である公認会計士の相互監視と相互牽制を前提としているが、不正会計事件などによる損害賠償責任について監査法人の大規模化が進んでいる中、現実にはそぐわない面もあると考えられるため、不正に関与した社員の責任を明確にし、非関与社員が過度に責任を負うことを回避する観点から、非関与社員の有限責任性の導入について検討する。 【公認会計士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第99号)】	措置済			◎
		f 公認会計士や監査法人の監査報酬等については、会社法上の事業報告や証券取引法上の有価証券報告書の記載事項とされているなど、情報開示が行われているものもあるが、これらについて、その一層の充実を図るための方策について検討する。	一部措置済	措置		◎
		g 監査実績、法人のガバナンス、審査体制、財務状況など資格者や監査法人の資質を確認するために必要な情報について検討するとともに、それらを開示する仕組みを構築する。 【公認会計士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第99号)】	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑥ 建築士	国土交通省	a 建築技術の向上や新しい建築素材の開発等が進んでいるなかで、そうした知識や必要な能力を身につけていくことが社会的に求められているため、その様な建築士自身の自己研鑽の履歴や設計業務の実績の履歴を関係者に分かるよう情報を開示する仕組みを検討する。	平成20年度までに措置			◎ (国土交通省) 平成18年6月に建築士法(昭和25年法律第202号)を改正し、建築士事務所の開設者から所属する建築士の業務の実績について都道府県知事に毎年提出され閲覧に供することとされた(平成19年6月20日施行)。 また、平成18年12月に改正された建築士法において建築士事務所に所属する建築士に義務化された定期講習の受講歴を建築士名簿に記載すること等を内容とする建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の改正を行った(平成20年国土交通省令第89号、平成20年11月28日施行)。
		b 資格者の違反行為等を未然に防ぐため、違反履歴等の情報の開示についても検討する。	平成20年度までに措置			◎ (国土交通省) 平成18年12月に建築士法(昭和25年法律第202号)を改正し、建築士の懲戒処分歴について記載されている建築士名簿が閲覧に供することとされた(平成20年11月28日施行)。
		c 各々の建築士のなかで、特定の分野について高い専門性を習熟している場合には、各分野の能力が社会的に認知され、依頼者が規模や用途に合わせ建築士を選別できるような民間における認証の仕組みなど専門性を明示できるようにすることを検討する。	平成20年度までに措置			◎ (国土交通省) 平成18年12月に建築士法(昭和25年法律第202号)を改正し、高度な専門能力を有する建築士(構造設計一級建築士、設備設計一級建築士)を選別する制度を創設することとした(平成20年11月28日施行)。
⑦ 社会保険労務士	厚生労働省	a 社会保険労務士に認められている裁判外紛争における代理業務の実績等を注視し、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性や依頼者の利便性の向上への寄与の度合いを見極めつつ、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について検討する。	検討			○ (厚生労働省) 『規制改革推進のための3か年計画』への対応について(実績等把握のお願い)(平成19年12月19日基徴発第1219001号厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長通知)により、特定社会保険労務士による裁判外紛争解決手続代理業務の実績等の把握について、全国社会保険労務士会連合会に協力を依頼した。 これを受け、平成19年における特定社会保険労務士による裁判外紛争解決手続代理業務の実績について、平成20年2月に全国社会保険労務士会連合会から報告がなされ、その後の実績についても今後報告がなされる予定である。また、民間ADR機関としての実施状況の報告が平成21年6月になされたところである。 引き続き特定社会保険労務士の実績の推移を注視するとともに、必要に応じさらなる実態把握等を行いながら、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性等を見極めつつ、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について検討を進めることとしている。
		b 社会保険労務士試験については、必要に応じ試験問題や試験制度全体の改革を念頭におきつつ、受験資格の見直しについて速やかに検討を行い、結論を得る。	平成20年以降検討・結論			○ (厚生労働省) 社会保険労務士試験については、文書作成能力や論理的思考能力等を担保するために受験資格を設けている趣旨に反しない範囲で見直しの検討を進めているところである。
⑧ 税理士	財務省	税理士試験の受験資格については、受験資格が学歴等で差別されないような仕組みが十分担保されているか否かについて速やかに検討を行い、結論を得る。	平成20年検討・結論、 21年以降措置			◎ (財務省) 国税審議会において、現行の税理士試験の受験資格については、学歴等で差別されないような仕組みが十分担保されているとされた(平成20年12月9日開催 税理士分科会)。 また、受験資格に関する予備知識のない者に対する周知をこれまで以上に充実させるため、新たに、国税庁ホームページの税理士試験コーナーに、受験資格のポイントを集約した「受験資格の概要」を掲載した(平成21年1月14日)。